

国際人権法の理論および実践における企業の人権尊重責任の考察

菅原絵美（大阪経済法科大学）

はじめに

国際人権法において企業が義務／責任を負うかの理論的整理

→△国際人権法が企業の裁判規範となるか：責任の有無の評価（アウトカム評価）

→○国際人権法が企業の行為規範となるか：求められる行為を実施しているかの評価（プロセス評価）

1. 国際人権法の諸学説において

(1) 国際人権法上の企業の義務を認める立場

David Weissbrodt¹（ミネソタ大学教授、人権規範の起草者）

既存の国際文書の解釈によって企業の人権保障義務を導き出すことができるという立場

→「人権規範」は企業に対し新たな法的義務を課すものではなく、あくまでも企業が義務を負うことを再確認し明確化するもの

Michael K. Addo²（ノートルダム大学教授、国連ビジネスと人権作業部会元メンバー）

国際的実施（欧州人権裁判所や自由権規約委員会のダイナミックな国際人権法解釈）を通じて企業責任が明確化

国際人権法上、民間企業の責任は、その程度は異なるかもしれないが、他の人の責任と異ならず、他者の権利を尊重する義務、および人権の尊重および保護を侵害しない一般的な義務を負う。

(2) 国家の法的義務を前提に企業の社会的（政治的・倫理的）責任を認める立場

Philip Alston³（ニューヨーク大学、極度の貧困と人権の特別報告者）

多国籍企業はなんらかの道徳的義務を受け入れるべきであるが、事業展開国の国内法の遵守とは別に人権を尊重する法的義務を有するかは明確になっていない。

Olivier De Schutter⁴（ルーヴァン・カトリック大学教授、食料への権利の特別報告者）

国際人権文書を根拠に国家の保護義務違反または国家責任法上の相当な注意義務違反を介して導かれる間接的な義務

多国籍企業の規制は人権に対する国家の義務の代替策として見られるべきではなく、国家の義務を補完するものであり、国家の人権義務の実現を強化するもの。

Andrew Clapham⁵（ジュネーブ国際開発高等研究所教授）

現実として、国家が企業に法的義務を課す新たな人権条約を成立させることは期待できず、また条約実施機関も条約上の義務を非国家主体に直接課すような解釈はしてきていない、ゆえに企業に

¹ Weissbrodt, David & Kruger, Muria, “Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and other Business Enterprises with Regard to Human Rights” in *Beveridge, Fiona (ed.), Globalization and International Investment(2005)*; Weissbrodt, David, “UN Perspectives on ‘Business and Humanitarian and Human Rights Obligations’”, *Proceedings of the Annual Meeting*, vol. 100 (2006).

² K. Addo, Michael, “*Human Rights Standards and Responsibility of Transnational Corporations*”(1999)

³ Alston, Philip, “*Non-state Actors and Human Rights*” (2005); Alston, Philip & Goodman, Ryan, “*International Human Rights; The Successor to International Human Rights in Context*” (2013).

⁴ De Schutter, Olivier, *Transnational Corporations and Human Rights* (2006)

⁵ Clapham, Andrew, “*Human Rights Obligations of Non-State Actors*” (2006).

よる人権侵害を国家の義務の問題。

(3) 立法論として新たに企業の法的義務を構成する立場

Steven R. Ratner⁶ (ミシガン大学教授)

- 企業の義務／責任は、①国際法が義務を認める主体である国家と協力する限りで、
 - ②企業の活動が企業と特別の関係にあるものの人間の尊厳を害する限りで「義務／責任」を負う
- 国家責任から降ろす (down) とともに個人責任から引き上げる (up) 理論を構成することであり、結局のところ、新たな一次規則および二次規則を発展させるもの
- 企業責任は4つの要素：①企業と国家の関係、②被害者との結びつき、③問題となる具体的な人権、④二次規則が定める責任の帰属に当たる企業体の構造 (個人による人権侵害がどう企業に帰属するかについての問題)
 - 国家の侵害への加担：すべての人権が対象
 - 企業による直接の侵害：企業の利益および権利と個人の権利を比較衡量する必要
被害者との結びつきを考慮し、企業は通常は消極的義務または被害者に対し明らかに必要な積極的手段のみを負う

David Kinley⁷ (シドニー大学教授)

- 「企業の人権保障義務」は、企業活動が人権と直接関わるかどうかが決定的な要素
 - ①企業自身の行為に対して課される義務 (例：政府による人権侵害への自社の加担)
 - ②支配または影響しうる第三者の行為に対して自社に課される義務
(例：サプライチェーンによる人権侵害)
- 最小限の企業の人権保障義務：生命、自由および身体の尊厳といった「中核的権利」
労働権や環境権などのうち「直接の影響を受ける権利」
 - 「権利の本質」
 - 当該権利と企業行為との「近接性(the proximity)」
 - 「直接性(the immediacy)」

* John Ruggie⁸ (ハーバード大学 (国際政治学者)、指導原則の起草者)

企業に法的義務を課す国際文書はなく、企業の人権尊重責任を企業活動が人権に与える潜在的および実際の影響 (侵害) から企業の責任を導く
コンストラクティヴィズム (規範の生成、伝播、内面化)

⁶ R. Ratner, Steven, Corporations and Human Rights: A Theory of Legal Responsibility, *Yale Law Journal* no.111, pp.443-545 (2001).

⁷ Kinley David, & Tadaki, Junko, From Talk to Walk: The Emergence of Human Rights Responsibilities for Corporations at International Law, 44 *Va. J. Int'l L.* 931 (2004).

⁸ John Ruggie, *Just Business: Multinational Corporations and Human Rights* (2013); ジョン・ジェラルド・ラギー (東澤靖訳) 『正しいビジネス：世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』 (2014年)

(4) (1) から (3) をすべて主張する立場

David Bilchitz⁹ (ヨハネスブルグ大学教授)

国際人権法上、企業の義務を認める立場

①国際人権文書を根拠に国家の第三者から人権を保護する義務を介して導く

②個人の尊厳に人権の規範的基盤があることから国家だけでなくすべての主体が侵害しないよう拘束

→指導原則のように社会的期待を基にするのは不十分

企業の義務の条約化 (直接モデル) と国家の人権保護義務の条約化 (間接モデル)

2. 国際社会における「ビジネスと人権」に関する人権文書形成の実践において

(1) 2003年人権に関する多国籍企業および他の企業の責任に関する規範 (人権規範)

第1項「一般的義務」

国家が第一義的な人権保障義務を負うことを確認したうえで、多国籍企業およびその他の企業は、「それぞれの活動および影響の範囲内で…国際法および国内法で認められた人権について、促進し、その実現を確保し、尊重し、その尊重を確保し、保護する義務を有する」

○「人権規範」は企業の義務を再確認し明確化

前文では、世界人権宣言を始めとする40以上もの国際文書。人権小委員会が、既存の国際文書の解釈によって企業の義務を導き出すことができるという立場をとった。

○具体的な義務内容

機会均等および非差別待遇の権利、身体の安全の権利、労働者の権利、国家主権と人権の尊重 (法の支配の尊重や汚職禁止など)、消費者保護に関する義務、環境保護に関する義務

○企業の義務の履行確保

国際人権保障機関自身による「企業の人権保障義務」のモニタリング

国連のもと、条約実施機関が条約上の解釈を行う際に活用できることを示唆

国家による立法や運用規定のモデルとなること、また国内立法が存在する場合は裁判における法的基準の解釈のなかで活用

(2) 2008年保護・尊重・救済枠組みおよび2011年ビジネスと人権に関する指導原則

○アイデアによる行動の統制：コンストラクティヴィズム

徹底的に2003年人権規範を論破、企業には法的義務がないことを強調する意味で「責任」

企業活動に影響を与える共通認識の構築>企業に法的義務を課す (法規制の否定ではない)

国家や企業などのアクターが「真っ向から異議や抗議を行うことができない環境」の設定

⁹ Bilchitz, David, "A Chasm Between 'Is' and 'Ought'? A Critique of the Normative Foundations of the SRSG's Framework and the Guiding Principles" in Deva, Surya, and Bilchitz, David (eds.), *Human Rights Obligations of Business: Beyond the Corporate Responsibility to Respect?* (2013); Bilchitz, David, "Corporate Obligations and a Treaty on Business and Human Rights: A Constitutional Law Model?" in Deva, Surya, and Bilchitz, David (eds.), *Building a Treaty on Business and Human Rights: Context and Contours* (2016).

多中心型ガバナンス（公共、市民、企業）を通じた規範の形成と伝播

47回の公式協議において各国政府、OECD、IFC、EU、NGO、ISO、企業等の関与
→2011年国連人権理事会の全会一致により「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認

○「義務」ではなく「責任」（A/HRC/14/27(2010), para55.）

企業が人権を尊重することは国内法の中に反映されてはいるものの、国際人権法が一般的に企業に対し直接課す義務ではない。国際的レベルにおける人権を尊重する企業の責任は、その事業活動が人権に直接または間接的に影響を与えるから負うものであり、企業に期待される行為基準。

ゆえに、この責任は国家の義務とは独立した関係にあり、ゆえに企業は、どこで事業を展開する場合でも、国内法による規制の程度に関わらず、上記の国際人権基準を遵守するよう期待されている。

企業は、その事業活動やバリューチェーンにおいて、世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、および労働における基本的原則および権利に関するILO宣言に規定される諸権利を尊重する責任を負う。

○具体的な責任内容

人権の尊重責任は、単に「何もしない」という受動的な責任ではない。

→①人権方針、②人権デュー・ディリジェンス・プロセス、③人権への悪影響を是正するプロセス
企業は人権に悪影響を生じさせた（生じさせる）ために責任を負う

①自社が直接人権への悪影響を引き起こし助長する場合はその悪影響の是正まで責任を負う

②自社の事業、商品、サービスと直接関係する取引先が悪影響を引き起こし助長する場合は、当該企業は悪影響の是正までの責任は問われず、取引先に対し是正するよう働きかける責任を負う。

○企業の責任の履行確保

国家の人権保護義務の実施

多中心型ガバナンス（公共、市民、企業）を通じた規範の内面化

（3）2016年条文草案の議論において

○起草過程：1（1）から（3）の議論、企業の義務の条約化への賛同と懸念が平行線。

○2018年第4会期において条約案および選択議定書案が発表

①多国籍企業およびその他の企業を国際人権法において規制するための法的拘束力ある文書（ゼロ草案）
国家の自国企業の域外での人権侵害に対する予防（人権デュー・ディリジェンスの国内法化）と救済（司法救済）の義務の明確化

②国内履行メカニズム（National Implementation Mechanism）に関する選択議定書草案
国家報告制度と個人通報制度

3. まとめ：国際人権基準の行為規範としての実効性

○国際人権法が企業の行為規範となるか：求められる行為を実施しているかの評価（プロセス評価）

防止：人権方針、人権デュー・ディリジェンス・プロセス、グリーンバンスメカニズム

救済・是正：人権侵害の救済・是正